地方交付税法等の一部を改正する法律

(地方交付税法の一部改正)

第 条 地 方交付 税 法 (昭 和 二十五 车 法律第二百 十一号) 0 部を 次 0 ように改 正する。

第十二条第 項 \mathcal{O} 表道 府 県の 項第 八号中 昭昭 和五十二年度」 を 昭 和 五. 十三年度」 に、 平 成 十九年度

「平成二十年 度」 に改 め、 同 項第九号中 「昭和六十二年度から平成十九年度まで」 を 昭 和六十三年

度 か ら平: 成二十年 度まで」 に改 め、 同 項 第十号及び第十 号 中 昭昭 和 六十二年度」 を 昭昭 和 六 十三年度」

に 改 め、 同 項 第 十二号及び 第十五号中 平 成十 九 年 度 を 平 ·成二十 宇 度 に 改 め、 同 表 市 町 村 \mathcal{O} 項 第

号中 昭昭 和 五. 十二年度」 を 昭昭 和五十三年度」 に、 「平成十九年度」 を 「平成二十年 度 に 改 め、 同 項第

十号中 昭昭 和六十二年度か ら平 成十. 九年度まで」 を 昭 和六十三年 度から平 成二十年度まで」 に 改 め、 同

項 第十 号中 昭昭 和 六 **十二** 年 度 を 昭 和 六十三年 度 に 改 め、 同 項 第 十三号及び第 十六 、号中 平 成 + 九

年 を 平 成二十 -年度」 に改 め、 同 · 条第 · 三項 \mathcal{O} 表第四 十二号中 昭昭 和 五. 十 二 一年度」 を 昭 和 五. 十三 年 度

に改 め、 同 表第四十三号中 平成 十九年度」 を 平成 二十年度」 に改め、 同表第四 十四号中 昭 和 六 +

一年度」 を 昭 和六十三年度」 に、 「平成十九年度」 を 「平成二十年度」 に改め、 同 表第四十五 一号中 昭

昭 和 に 和 六十二年度」を 改 六十三年度)」 め、 同 表第 五 「昭和六十三年度」に改め、 一十号中 を 昭昭 和六十三年 平 成 + 九 度」 年 度まで」 に改 め、 同表第四十六号中 を 同表 平 第四十七号中 成二十年 度まで」 「昭和六十二年度 「平成十 に、 九年度」 平 成 (市町 十九 を 年度 対にあつては、 平 に 成二十年度 お 1 、 て _

を

平

·成十九

年度及び平成二十年度に

お

, ,

. て _

に

改

 $\hat{\mathscr{B}}$

る。

+ -<u>一</u> 十 二十年度まで」 十二年度 二年度」 補 を 第十三条第五項の -年度」 号 中 正 平 を に カン 成二十年 「昭和六十二年度」を に 改 5 昭 · 改め、 平 め、 に改 成 和 度」 + 五. 同 め、 同 項 九 十三年度」 表道府県の項第一号中 に改 年 第 項 八号中 同 第 度まで」 め、 九号中 項第十号中 に、 同 昭 昭昭 を 表 昭 市 和六十三年度」 和 昭 「平成十九年度」 和 町 五 「昭和六十二年度」 六十二年 十二年 村の項第六号1及び 和六十三年 度 態容補 一度かり に改 度か を を ら平 正及び寒冷補正」を削 昭昭 め、 ら平 平 を 成 和 2 中 十 成 同 成二十年度」 五. 昭 !項第十二号及び第十五号中 十三年 九年度まで」 <u>一</u> 十 和六十三年度」 年 態容補 度 度まで」 に改 に、 を り、 正 に改 及び め、 昭 平 に改め、 同項第八号中 寒冷補 め、 和 成 同 六十三 項 + 第 九 同 年度」 九号中 同項第十二号及 正 項 「平成十九年度 第 年 を · 「昭和] + 度 · 号 及 か を 「 及 び 昭 ら平 平 五. び 和 成 態 六 成 +

容

び第十五号中

「平成十九

年度」

を

平

成二十年度」

に改める。

行う雇用 度に 億 円 附 限 則第四条の見出し中「平成二十年度分」 に、 用機 b を 会の 第 平 創 八号及び 出 成二十一 その 第 他 年度に限 九号」 \mathcal{O} 地 域 の活 を ŋ 「第六号及び第七号」 性化に資する施策 に、 を「平成二十一年度分」 「第七号」 を 0 実施に必要な財 に 「第五号」 改 め、 に、 減 に改め、 額 源 Ĺ 二千五 た額」 を確保するため 同条第一項中 \mathcal{O} 百億円」 下 に に É を 「平成二十年 地 兆 円、 方 寸 を加 八百 体 が

号) に、 年度分」 に改 五 に、 め、 千八百六十九 「二千億円」を $\lceil \downarrow \rfloor$ の条」 億円」 0) 下に を 「五千八百三十一 千 「及び次条第六項」 兀 百 億 円 億円」に改め、 に改 を加 め、 え、 同 項第三号中 「平成二十年 同 項第四号を削り、 平 -度分」 成二十年 を - 度分」 同 平 項第 成二十一 五号中 を 平 年度分 成 平成

算

た額」

を加え、

同

項第二号中

「(平成二十年法律第二十二号)」

を「(平成二十一年

法

律

第

二十年度」 $\overline{\underline{}}$ 兆 五. を 千 五 平 百 成二十一 五. 十 三 一億 年度」 円 に に改め、 改 め、 同 号を 同号を同 同 項 項第五号とし、 第四号とし、 同 同 項第六号を削 項第 八号中 り、 平 成十 同 項 第 九 年 七 · 度 号中 を 平 平 成

め、 同号を同 項第七号とし、 同条第二項中 「平成二十年度分」 を「平成二十一年度分」に、 附 則第四 条

成二十年度」

に改め、

同号を同

項第六号とし、

同

項第九号中

「平成二十年度」

を

「平成二十

年

度

に改

を

二十年度」

を

平

成二十一年度」に、

「前各号」

を

「前三号」に、

兆三百二十億

四千七一

百

五.

+

万

円 一

の二第五項」を「附則第四条の二第四項」に、 「八百七十億円」を「三千八百八十六億千七百万円」 に改

める。

項を同 万 円 J 項」 削 七 を ·十六億· り、 億百八十九万七千円及び平成十九年度」に、 附 「平成二十二年度から平成二十七年度まで」に、 崱 に改め、 「第四 条第七項とし、 第四条の二の見出 八 七千五百六十二万二千円」に、 百 七十 項」に改め、 五. 平成二十一年度に当該年度分の交付税の総額から三千八百 意七 同 千七百 条 し及び同条第 第五 同項を同条第六項とし、 項中 五. 十一 「前条第一項第六号」 万九千円 項 中 「三百 「平成二十一年度」を 「三千十六億千七百万円」を「四千九百九十四億三千七 を 九十七億 (T) 「千三百四十八億七千五 同条第四項中 下に 百八十九 を 旧 平成二十三年度 万七千円及び平成十 法 「平成二十一年度及び平成二十二年度」 附則第四 「平成二十二年度」 百六十二万二千円」 条第一項第六号」に、 か 八十六億千七百 ら平成二十七年 八年度」 に改め、 を 万円を」 を 度までに 同 云百 条第六 「六百 「第三 九 を 百

九

当該 条第三項中 各年度分の交付 「平成二十一 税 0 年度から平成三十五年度まで」を「平成二十二年度から平成三十六年度まで」に 総 額 から 九百. 九十八億 八千七百四十万円を」 を加え、 同 項 を 司 条第 五項とし、 同

「平成二十一年度から平成二十四年度までの各年度」 を 「平成二十二年度にあつては第 項の 額に同 年

度において前二項の規定により加算される額及び次の表の上欄に掲げる同年度に応ずる同表の下欄に定め

る金額を加算した額とし、平成二十三年度及び平成二十四年度」に、 「次の表」を「同表」に、 「平成三

を「平成三十六年度までの各年度に」

に改め、

同項の表を次のように改める。

十五年度までの各年度に」

三千百十九億円	平成三十年度
三千六百十七億円	平成二十九年度
四千九十四億円	平成二十八年度
四千六百九十四億円	平成二十七年度
五千百十二億円	平成二十六年度
五千五百八十一億円	平成二十五年度
六千二百三十四億八千五百万円	平成二十四年度
六千六百九十五億円	平成二十三年度
六千六百九十五億円	平成二十二年度
金額	年

三百六十七億円	平成三十六年度
七百九十一億円	平成三十五年度
千二百六十九億円	平成三十四年度
千七百四十億円	平成三十三年度
二千二百十七億円	平成三十二年度
二千六百七十七億円	平成三十一年度

附則第四 条の二第三項を同 条第四項とし、 同条第二 一項 中 「平成二十 年度から」を「平成二十二年度か

「前項」を「第一項」に改め、同項の表中「┃平成二十一年度

ら」に、

千四百億円 を削 り、 同項を同条第三項とし、 同条第一項の次に次

の一項を加える。

2 平 成二十二年度分の交付税の総額については、 前 項の額に、 地方団体が行う雇用機会の創出に資する

施策の実施に必要な財源を確保するために五千億円を加算する。

附則第四条の三を削る。

附 則第六条第一 項 中 「平成十八年度」を「平成二十一年度」 に改める。

附 則 第六 条の二の 見出 し中 「平成二十年度及び平 成二十一年度の 各年度分」を 「平成二十一 年度分」 に

改 め、 同 条 第 項中 平 成 二十年度及び平成二十 年 · 度 \mathcal{O} 各年 分 を 「平成二十一 年度分」 に 改

平 成二十年度にあつては」 及 び トとし、 平成二十一年度に あ つ て は 同 条 \mathcal{O} 規定によつて算定した 額 カン 5 法

律 で定めるところにより算定した額を控除 L た額」 を削 り、 同 項 \mathcal{O} 表道府県の項中 六〇八」 を

二七、 兀 九 に改 め、 同 表 市 町 村 \mathcal{O} 項 中 七、 六二四」 を 八四 四 に改い め、 同 条を附 則第六条

の三とし、附則第六条の次に次の一条を加える。

地 域 雇 用 創 出 推 進 費 \mathcal{O} 基 準 財 政 需 要額 への算入)

第六条 の 二 平 成二十一 年度及び平 成二十二年度に限 り、 各 地 方団 体に対して交付すべき普通交付税 0) 額

 \mathcal{O} 算 定 に 用 1 る第 + 条 \mathcal{O} 規 定に ょ る基 準 財 政 需 要 額 は、 同 条 \mathcal{O} 規 定に、 ょ つて算定 L た 額 に、 次 \mathcal{O} 表 12

掲 げ る 地 方 寸 体 \mathcal{O} 種 類、 経費 \mathcal{O} 種 類 及び 測定 単 位ごとの単 一位費用 に次項 \mathcal{O} 規定により算定 した測 定単 位

の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方団体の種類
経
費
の
種
類
測定単
位
単
位
費
用

別表第一(第十二条第四項関係)

一、八四〇	一人につき	人口	地域雇用創出推進費	市町村
円				
二、一七〇	一人につき	人口	地域雇用創出推進費	道府県
円				

2 前項の測定単位の数値は、 次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎に

より、 同表 の下欄に掲げる表示単位に基づいて、 総務省令で定めるところにより算定する。 ただし、 当

該 测定单: 位の数値は、 人口の多少による段階その他の事情を参酌して、 総務省令で定めるところにより

その数値を補正することができる。

	人口	測
		定
		単
		位
該地方団体の人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当	測定単位の数値の算定の基礎
	人	
		表
		示
		単
		位
<u>. </u>		

別表第一を次のように改める。

二、 八 〇			つき	一メートルに	施設の延長漁港における係留		
= 0	六、		つき	ーメートルに	施設の延長港湾における外郭		
	\equiv		つき	一メートルに	施設の延長港湾における係留	3 港湾費	
0	一七四、		ルにつき	ーキロメート	河川の延長	2 河川費	
0	二八七、	<u> </u>	ルにつき	ーキロメート	道路の延長		
六一、000	六一、		ルにつき	千平方メート	道路の面積	1 道路橋りよう	
						二土木費	
〇 〇 〇 円	〇七〇、〇〇〇	九、		一人につき	警察職員数	警察費	道 府 県
	用	費	位	単	測定単位	経費の種類	の 種 類
							地方団体

4 費 その他の土木		一人につき	一、六二三〇
三教育費			
1 小学校費	教職員数	一人につき	六、五三三、〇〇〇
2 中学校費	教職員数	一人につき	六、五八三、〇〇〇
3 高等学校費	教職員数	一人につき	七、二六六、〇〇〇
	生徒数	一人につき	六三、九〇〇
4 特別支援学校		一人につき	六、六一五、〇〇〇
	学級数	一学級につき	二、三国一、〇〇〇
ま その他の教育	<u>育</u> 人口	一人につき	一、八〇〇
	高等専門学校及び一	一人につき	二二七、000

四、五〇〇	一へクタールにつき	公有以外の林野の	2 林野行政費
一〇六、〇〇〇	一戸につき	農家数	1 農業行政費
			五産業経済費
五四八	一人につき	人口	5 労働費
九六、〇〇〇	一人につき	七十五歳以上人口	
四六、四〇〇	一人につき	六十五歳以上人口	4 高齢者保健福
1 1 , 1100	一人につき	人口	3 衛生費
九、三四〇	一人につき	人口	2 社会福祉費
六、八四〇	一人につき	町村部人口	1 生活保護費
			四厚生労働費
二五〇、二〇〇	一人につき	数、児童及び生徒の私立の学校の幼児	
		大学の学生の数	

八〇〇	千円につき	昭和五十三年度か	八補正予算債償還
		環金 大債に係る元利償 発行について同意	
九五〇	千円につき	東に応じるに 害復旧事業費	七 災害復旧費
六一四	一人につき	人口	3 地域振興費
一、一七五、〇〇〇	一人につき	恩給受給権者数	2 恩給費
七、一八〇	一世帯につき	世帯数	1 徴税費
	一人につき	人口	4 商工行政費
二八四、〇〇〇	一人につき	水産業者数	3 水産行政費
一四、三〇〇	一へクタールにつき	公有林野の面積	
		面積	

九地方税減収補て			
大は許可を得た地 地方税の減収補で を行について特別に での各年 での各年 での各年 での各年 での各年	情 に 行 に 充 で る で る で る で る た て る た た て る た た る た る た る た る た る た	平成十一年度から平成十一年度から平成十一年度が	金債に係る元利償還を許可された地方に充てるため発行がある。
千円につき		千円につき	
七 〇		五六	

十二財源対策債償	十一臨時財政特例	十 地域財政特例対
平成六年度から平 を得た地方債の額 でおいて発行につ のため当該各年度 がて同意又は許可 を得た地方債の額	方債の額 年度から平成十二 において特別に発 において特別に発 において特別に発 に発 の を の を の を の を の を の を に の を に の を に の と に の と に の と に の と に の と の と の と の	情の額 地域財政特例対策 を許可された地方 を許可された発行 を許可された発行
千円につき	千円につき	千円につき
六二	三五	三 五

十五 億償還費	十四に臨時税収補で	償 : 環 : 環 : 環 : で : で : で : で : で : で : で	十三 咸兇浦てん責
て特別に起こすこでの各年度においめ平成十三年度かめ平成十三年度か	の額ととされた地方債ととされた地できるこため平成九年度ににしていてきることがのきることがのができることがのできることができることができることができることができることができることができる。	れが特該補の平び平るるの たで別各て各成平成所 地きに年ん年十成成成別 方る起度す度八十年六減り 債ここにるの年年度年税」	個人の道府県民党
千円につき	千円につき	F V	一千円こつき
六 九	<u>一</u> 九	-	七一

一、〇八〇	一人につき	都市計画区域にお一	都市計画費	3	
四、八三〇	一メートルにつき	施設の延長漁港における外郭			
一二、八〇〇	一メートルにつき	施設の延長漁港における係留			
六、三〇〇	一メートルにつき	施設の延長 巻湾における外郭			
二八、九〇〇	一メートルにつき	施設の延長 港湾における係留	港湾費	2	
二五二、〇〇〇	一キロメートルにつき	道路の延長			
八〇、九〇〇	千平方メートルにつき	道路の面積	貧選路橋りよう	 1 費	
			土木費	<u>-</u>	
一 一、〇〇円	一人につき	人口	消防費	一	市町村
		された地方債の額とができることと			

八三四、一、一〇〇	一人につき	数数	5 6 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7	
三七、五〇〇	千平方メートルにつき	都市公園の面積	4 公 園 費	

			五産業経済費
五、六五〇	一人につき	人口	5 清掃費
八六、三〇〇	一人につき	七十五歳以上人口	
七0、七00	一人につき	六十五歳以上人口	4 高齢者保健福
四、四六〇	一人につき	人口	3 保健衛生費
一五、四〇〇	一人につき	人口	2 社会福祉費
六、九七〇	一人につき	市部人口	1 生活保護費
			四厚生費
三四〇、〇〇〇	一人につき	幼稚園の幼児数	
五、二四〇	一人につき	人口	4 その他の教育
七二、八〇〇	一人につき	生徒数	
七、二八〇、〇〇〇	一人につき	教職員数	3 高等学校費

七 災害復旧費		3 地域振興費		2 戸籍住民基本	1 徴税費	六総務費	3 商工行政費	妻 教野水産行政	1 農業行政費
方債に係る元利償 又は許可を得た地 発行について同意 財源に充てるため 災害復旧事業費の	面積	人口	世帯数	戸籍数	世帯数		人口	従業者数林業及び水産業の	農家数
千円につき	つき 一平方キロメートルに	一人につき	一世帯につき	一籍につき	一世帯につき		一人につき	一人につき	一戸につき
九五〇	一、一〇七、〇〇〇		二、四二〇	一、五八〇	六、一六〇		1, 11110	三五三、〇〇〇	八五、三〇〇

	九 補正予算債償還	八。辺地対策事業債
平成十一年度から 平成十一年度から 平成十一年度 から平成二十年度 を での各年度にお での各年度にお での各年度にお での各年度の を でのも の を で の を の を の を の を の を の と の も の も の も の も の も の ら の ら の ら の ら の ら	金 信 に 係る事 は に 充 す き れ た れ た め 発 年 度 に 充 て る た き き き れ た っ る た め り り り り り り り り り り り り り り り り り り	還金 環金 環金 ででででででででででででででででででででででででででででで
千円につき	千円につき	千円につき
五 六	八 〇 〇	八 〇 〇

信償還費 一	十一 地域財政特例	十、地方税減収補で	
年度までの各年度のため昭和六十三年度から平成十二	情の額 を許可された地方 を許可された地方 を許可された地方 を許可された現五年 を許可された地方	大は 大は 大は 大は 大は 大は 大は 大は 大い での を での を での を での を での を での を の に での の に で の に で の に で の に に で の に に に で の に に に に に に に に の に に に に に に の に に に の に に に の に に の に に に に の に に に に に に に に に に に に に	方債の額 又は許可を得た地発行について同意
千円につき	千円につき	千円につき	
三五	三五	七 〇	

十四 賞 遺 費	十三財源対策債償
額とは による平成八年度 による平成八年度の で及び平成十年度の がら平成十年度の がら平成十年度の はでの各年度の がら平成十年度の はたができること ができること がら による による による による による による による による による による	において特別に発 を得た地方債の額 を得ため当該各年度から平 を得ため当該各年度から平 を得ため当該各年度から平 を得ため当該各年度がら平 を得た地方債の額
千円につき	千円につき
九二	<u> </u>

八、〇〇〇」に改 別 表第二道府県の項中 十 五 賃償還費-六 臨時間 ん め、 債償 臨 還時 同 表 財 費税 市 政 収 対策 補 町 村 7 の項中 八六〇」を「一一、三三〇」に、「一、一三〇、〇〇〇」を「一、一四 臨時財政対策のた の平成十三年度か が平成十三年度か が平成二十年度ま おたいめ ととされた地方債すことができるこ 臨 され \mathcal{O} ζ) 時 額 いて特別に起こめ平成九年度に時税収補てんの た地方債 「二二、六〇〇」を「二一、八三〇」に、「二、三三四、〇〇〇 \mathcal{O} 額 一千円につき 千円につき 六九 五三

に

改

んめる。

を「二、三七六、〇〇〇」

(特別会計に関する法律の一部改正)

第二条 特別会計に関する法律 (平成十九年法律第二十三号) の一部を次のように改正する。

附 則第四条第一項中「平成二十年度から」を「平成二十一年度から」に改め、 「平成二十年度及び」を

削 り、 「平成二十年度分等」を「平成二十一年度分」に改める。

附 三則第九り 条中 平 成二十年度」 を 「平成二十一 年度」 に、 附 則 第四条第 項第三号から第六号までに

掲げる額 0 合算額を加算 した額」 を 「附則第四条第一 項第二号から第四号までに掲げる額 の合算 額を加賀 算

した額に一兆円を加算した額」 に改め、 「平成二十一年度及び」を削り、 「とし、平成二十三年度」 を「

に五千億円を加算 した額とし、 平成二十三年度」に、 「平成三十五年度まで」を「平成三十六年度まで」

に 改 平成二十一年度 め、 同 条 第 号 中 附 則 第 匹 条の二第二項」 を 附 則 第 兀 条 の二第三項」 に 改 め、 千四百億円 同 号 \mathcal{O} 表

を削り、同条第二号の表を次のように改める。

六千二百三十四億八千五百万円		平成二十四年度
六千六百九十五億円		平成二十三年度
六千六百九十五億円		平成二十二年度
金額	度	年

中

(地方財政法の一部改正)

第三条 地方財 政法 (昭和二十三年法律第百九号) の一部を次のように改正する。

第三十三条 \mathcal{O} 五. 一の二第 項 中 附 則 第六 条 の二第 項」 を 附 則 第六条 か 三 第 項」 に改 らめる。

第三十三条の五の六の次に次の一条を加える。

(公営企業の廃止等に係る地方債の特例)

第三十三条の 五 の七 地方公共 団体 (都 道 府 県、 市町 村 及び 特別区に限る。 以下この条にお いて 同

は、 平 ·成 二 + 年 度 か ら平 成二十五 年 - 度まで \mathcal{O} 間 に 限 り、 次 \mathcal{O} 各号に 掲 げ る行業 為 が **当** 該 地 方 公 共 寸 体 \mathcal{O}

将来に お ける財 政 の健全な運営に資すると認められる場合には、 当該各号に定める経費の 対源 に充てる

ため、 第五 条 0 規定に か かわらず、 地方債を起こすことができる。

当 該 地 方公: 共 団 体 が経営する公営企業 地地 方公共 寸 体 \mathcal{O} 財 政 0 健 全化 に 関 はする法律第二条第二号イ

に 規 定 す る公営 企業 に 限る。 次号に お いて同じ。) \mathcal{O} 廃 止 当 該 廃 止 に 伴 1 般会計 又は 他 \mathcal{O} 特 別会

計 に お 7 · て 一 時に負担する必要がある経費として総務省令で定める経

当該 地方公共団 体 が 加 入する地方公共団体の 組合又は当該 地 方公共団 体が設置 団 体である地方開 発

事 業 寸 が 経営する公営企業 \mathcal{O} 廃 止 当該 廃 止 に 伴 1 当該 地 方 公 共 (団体) が 当 該 地方 公共 団 体 \mathcal{O} 組 合又は

地 方 開 発 事 · 業 寸 に 対 して交付する負 担 金 又 は 補 助 金 のう ち、 前 号に定め る 経費に 相 当す る経: 費 \mathcal{O} 財 源

に 充 7 る 必 要 が あ ると認 8) 5 れ る Ł \mathcal{O} とし 7 総 務 省 令 で 定 8 る ŧ \mathcal{O}

三 当 該 地 方公: 共 寸 体 が 単 独 で 又 は 他 \mathcal{O} 地 方 公 共 寸 体 と共 同 し 7 設 立 た 地 方道 路 公社 又 は 土 地 開 発 公

社 (以下この)号及び: 次号に お 1 て 「公社」 とい う。 \mathcal{O} 解 散 又 は 当該 公社 が 行 j 業 務 \mathcal{O} 部 \mathcal{O} 廃 止

失補

当

該

地

方

公共

寸

体

が

そ

 \mathcal{O}

元

金若

L

くは

利子

 \mathcal{O}

支払を

保

証

Ļ

又

は

損

償

を行

0

7

1

る当

該

公

社

 \mathcal{O}

借

入 余 \mathcal{O} 償 還 12 要 す る 経 費 \mathcal{O} う から、 当 該 解 散 又 は 廃 止 を 行 うた 8 に 当 該 地 方 公 共 寸 体 が 負 担 す る 必 要

あ ると 認 め 6 れ るも のとし て総務省令で定 8 るも \mathcal{O} 及 び 当該 解 散 又 は 廃 止 を行うため に 当該 地 方 公共

寸 体 が 当 該 公社 に対す る当 該 地 方 公共団 体 0)貸付· 金 で あ つて 総務 省 令で定め るも \mathcal{O} に 係 る債 務 を免げ 除

す る 必 要 が あ る 場 合 12 お 1 7 当 該 債 務 を 免 除 す る た 8) 必 要とな る 経 費

兀 当 該 地 方 公 共 寸 体 が そ \mathcal{O} 借 入 金 に 0 1 7 損 失補 償 を 行 0 7 1 る 法 人 **公**公 社 及 び 地 方 独 行 政 法 人 を

除 <_ 以 下この 号に お 1 7 同 ľ 及び当該 地 方 公共団 体 が 貸 付 金 \mathcal{O} 貸 付 けを行 つて 1 る 法 人 \mathcal{O} 解 散

破破 産 手 · 続 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 総 務省令で定める手 続に よりこれらの 法 人が 清算をする場合に限る。 以下この号

損 11 \mathcal{O} に に 失補 る お . 限 法 *(*) 償に る。 て同 人の 係 借 以下この号に る契約 入金に 又はこれらの法 に基づ 0 **\ て当該 おい き負担する必要が て同 解 ľ, 散 人の事業 又は 事 当 業 0 再生 該 あ \mathcal{O} る 再 地方公共 損失補償に要する経費及び当 生 (再生手続その他の総務省令で定める手続によるも に 伴 団 1 当 体 該 が その 地 方 公共 借入金につい 寸 体 子と当 該 該 解 て損失補 散 法 又 人 は \mathcal{O} 事 債 償 を行 業 権 \mathcal{O} 者 つて 再 と 生 \mathcal{O}

に 伴 1 当 該 地 方公共 団体が貸付金 の貸付けを行つてい る法人に対する当該地方公共団体 の貸 付 で あ

つて 総 務 省令 で定め る Ł \mathcal{O} が 償還されないこととなったため必要となる 経 費

2 た めに起こす地方債を含む。) 地 方公共 寸 体 は 前 項 \mathcal{O} 規 定 を起こし、 によ る 地 方債 又は (当該 起債 0 地 方法、 方 債 \mathcal{O} 利率 借 換 若しくは償 え \mathcal{O} ため に 要する 還の方法を変更しようとす 経費 \mathcal{O} 財 源 12 充 てる

る場合は、 第五 条 の 三 一第 一項 人及び第一 五 条 \mathcal{O} 兀 第 項 \mathcal{O} 規 定に か カゝ わ らず、 政令で定めるところにより、

総 務 大 臣 又 は 都 道 府 県 知 事 \mathcal{O} 許 可 を受け なけ れ ば ならない。 ただし、 軽微な場合その 他 \mathcal{O} 総務 省令で定

める場合については、この限りでない。

3 地 方 公共団 体 は 前 項に規定する許 一可の申請をしようとするときは、 あらかじめ、 議会の議決を経な

ければならない。

第二 項 に規定する許可を受けようとする地 方公共団体は、 第一 項各号に掲げる行為により見込まれ る

4

財 政 \mathcal{O} 健 全化 の効果、 実質公債 費比 率 地地 方 公共団体 \mathcal{O} 財 政 \mathcal{O} 健 全化に関する法律 第二条第三号に 規 定

する実質 公債 費 比 率 を 1 . う。 及 CK 将 来 負 担 比 率 (同 条 第 兀 号 に 規 定 す る将 来 負 担 比 率 を 7 う。 \mathcal{O} 将

来 \mathcal{O} 見 通 Ļ これ 5 Ō 比 率を 抑 制す る ため 12 必 要な 措 置 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 総 務 省 1令で 定め る 事 項を定め た計 画

を

作 成 これを第二項に規定する許 可 *(*) 申 請 書に添えて提出 しなけ ればなら な

5 第 五 条 の三第三 項 \mathcal{O} 規 定は、 第二 項 E 規定する許 可 を得 た地 方債 に つい て、 同 条 第四 項 \mathcal{O} 規 定 は、 第

項 に 規 定 す る 許 可 を 得 た地 方 債 に 係 る 元 利 償 還 に 要す Ź 経 費 に 0 1 て 潍 用 す

6 総 務 大 臣 は、 第二項 の総務大臣 \mathcal{O} 許 可 につい 7 は 地 方 財 政 審 [議会の 意見を聴 カン なけ れば ならない。

7 第二項 \mathcal{O} 規定 に より 都 道 府 県が 処理することとされ てい る事 務 (都道· 府 県の 行う 許可 に 係るものに 限

る。 は 地 方 自 治 法 第 二条第 九 項 第 号 に 規定す うる第 号法 定受託 事 務 とする。

第三十三条 \mathcal{O} 八 第 項 中 「以下この 条」 を 次 項 及 CK 次 条第 項」 に改 め、 同 条中 · 第 四 項を削 り、 第五

項を第四項とし、 第六項を第五 項とし、 同 条 の次に次の一条を加える。

(地方債の許可の基準等の特例)

第三十三条の八の二 特例期間における第五条の三第六項の規定の適用については、 同項中 「第五項まで

とあ る 0 は、 第五 項 まで並びに第三十三条の八第 一項」 とする。

2 前 項 \mathcal{O} 規 定 12 か カン わらず、 平成二十一 年度 カン ら平 成 二 十 五 年度まで \mathcal{O} 間 に おけ る 第五 条 の 三 第六 項 \mathcal{O}

規定 0 適 用 につ 7 て は 同 項 中 「 第 五項まで」 とある 0 は、 「第五項まで、 第三十三条の五の 七第二項

並びに第三十三条の八第一項」とする。

地

方特

例

交付

金 等

 \mathcal{O}

地

方

財

政

 \mathcal{O}

特

莂

措

置

に

関

する法

律

 \mathcal{O}

部改

Ē

第四 条 地 方 特 例 交付 金等 \mathcal{O} 地 方 財 政 \mathcal{O} 特 莂 措 置 に . 関 ける 法 律 平 成 + 年法 律第十七号) の <u>ー</u> 部 を次 のよ

うに改正する。

第 条 中 「減少すること」の下に 「並びに地方税法等の一 部を改正する法律 (平成二十一年法 律第

号。 地 方 税 法等改正法」 という。 0 施 行 に ょ ŋ 自 動 車 取 得税 \mathcal{O} 収 入 が 減 少することに 伴 , , 地 方

税 法 第 百 匹 1十三条 \bigcirc 規定に、 より 市 町村 (特別 区を含む。 以 下 同 じ。) に対し交付するものとされる自 動 車

取 得税に係 ふる交付な 金 (以 下 自 動 車 取 得税交付金」という。 \mathcal{O} 収入が減少すること」を加える。

第二条第 項 中 _ 特 別区を含む。 以下同じ。) _ を削 り、 同 条第二 項中 埋めるため」 の 下 に 平

る自 成二十一年度から平成二十三年度までの各年度にあっては、 動 車 取 得 税 \mathcal{O} 収 入の 減少に伴う市 町 村の 自 動 車 ¬取得税· 交付 当該 金 \mathcal{O} 減 減 収 な額及び 収 額 \mathcal{O} 地方税法等改正法の 部を埋 8 るため) 施 を加い 行 に え ょ

第三 一条第 項、 第三項及び第五項中 「及び平成二十年度」 を 「から平成二十一年度までの各年 度 に改

める。

当

該

額

に

五.

百

億

円

を

加

えた

額

を

加

え、

同

条

第二

項

中

減

収

補

7

ん

特

例

交付

金

総

額」

 \mathcal{O}

下

に

平

成

L

た額)」

を加え、

同

条第

匹

項

中

減

収

補

て

 λ

特例交付

金総

額」

の 下 に

(平成二十一

年度か

5

平

成二

る。

第四 条第 項 中 「定め る額 0) 下 に 「平成二十一 年 度から平成二十三年 度まで \mathcal{O} 各年度にあ って は

<u>一</u> 十 一年度から平成二十三年度までの各年度に あっては 減収 補 7 λ 特 例 交付 金総 額 か 5 五 百 億 円]を控: 除

十三年度 ま で \mathcal{O} 各 年 度 に あ 0 7 は 減 収 補 て W 特 例 交 付 金 総 額 か 5 五. 百 億 円 を 控除 L た 額) を、 相

する額 \mathcal{O} 下に 平 成二十 ____ 年 -度から| 平 成二十三年度 まで \mathcal{O} 各 年 度に あ 0 7 は、 当 該 五. 分 0 三に 相 当す

る額 に五 百 億 に円を加る えた額。 を加え、 同条第五 |項中 市 町 /村減 収 補 7 λ 特 例 交付 金 総額. \mathcal{O} 下に 伞

成二十一年度から平成二十三年度まで 0 各年度に あっ て は、 市 町 村 減 収補 7 λ 特 例 交付 金総 額 か 5 五. 百 億

額とし あ 円 金 を控 減 0 収 て 7 は、 除 見 総 込 した額) 務省令 当 額 該 (地 あ 」を、 方 で定めるところに W 分し 税 法 た額 等 「あ 改 に、 ん 正 分した額」 法 五. が より 施 百 億円 行 され 算定し を総 の 下 に たことに た額を 務 省令で定めるところに 「(平成二十一年度から平成二十三年度までの いう。 ょ り 生 じ に た ょ 自 り 動 あ 車 より ん 取 分し 得 各市 税 た額 交付 町 を 村 金 加 \mathcal{O} \mathcal{O} 自 え 収 た 入 動 額) 車 \mathcal{O} 取 減 得 各年度に 小 を 税 \mathcal{O} 加え 交付 見 込

項 第六 を 条第 前 匹 項 項 中 12 第 改 め、 項」 同 の 下 に 項 を 同 「及び 条 第 匝 第二項」 項 を加 同 条 え、 第 項 同 中 項 を 前 同 条第 項」 を 五. 項とし、 前 項」 同 · 条第 に 改 三項 め、 中 同 項 前 を 同

る。

条第三 2 とあ 項 中 平 項とし、 る 成二十一 当 \mathcal{O} 該 は 年 年 平 度 同 成 度 条 \mathcal{O} 第 カン <u>一</u> 減 5 収 平 項 補 成 年 0 7 次 度に ん <u>二</u> 十 É 特 匝 例 次 あ 年 \mathcal{O} 交 0 付 7 度 ま 項 は 金 くを加 で \mathcal{O} 当 総 \mathcal{O} える。 該 間 額 年 に \mathcal{O} 度 前 お け \mathcal{O} 年 る前 度 減 収 \mathcal{O} 減 項 補 0 収 7 規 W 補 定 特 て 0 例 λ 適 特 交 付 例 用 に 交 金 付 つい \mathcal{O} 総 金 7 額 \mathcal{O} は、 総 カン 5 額 同 五 12 項 百 対 す 億 \mathcal{O} 表 円 る 四 を 割 控 月 合 除

まで

0)

間

12

あ

0

7

は

都

道

府

県

12

. あ

つ

て

は当該

年度

0

第四

[条第

二項に規定す

^る都道

)府県減

収

補

7

ん特

例

L

た

額

 \mathcal{O}

前

年

度

 \mathcal{O}

減

収

補

7

 λ

特例

交付

金

 \mathcal{O}

総

額

に

. 対 す

る割合」

と

平成二十二年

度

カ

5

平

成

<u>一</u> 十

匹

年

度

交付金総額の 前 年 · 度 0 同 項に規定する都道府県減 収補 てん特例交付金総額に対する割合を、 市 町 村 に あ

て は当 「該年度」 \mathcal{O} 同 条第四 頃に 規定する市 町 村 減 収補 てん 特例交付 金総額 \mathcal{O} 前年度 \mathcal{O} 同 項に規定する市

町 村 減 収 補 7 λ 特 例 交付 金 総 額 12 対 する割り 合

(地方公営企業等金融機構法の一部改正)

第五 条 地 方 公営企業等金融 機 構 法 平 成十九年法律第六十四号) の <u>ー</u> 部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

地方公共団体金融機構法

第 条 中 地地 方 公営 企業等 金 融 機 構 を 地 方公共団体金融機 構 に改め、 「公営企業に係る」 を削

る。

第二 条 第 項 及 び 第七 条 中 地 方 公営企業等 金 融 機 構 を 地 方 公共団 体 金 融 機 構 に 改 んめる。

第二十八条第一項第一号を次のように改める。

地 方 債 地地 方 財 政 法 (昭 和二十三年法律 第百九号) 第五条の三 第 項 の規定による協議 12 お 1 て 同

意を得、 又は 同 |法第| 五. 条 \mathcal{O} 兀 第 項若、 しくは第三項 か 5 の第五項が まで若しく は地方公共団 体 \mathcal{O} 財 政 \mathcal{O} 健

全化 に関する法律 (平成十九年法律第九十四号) 第十三条第一項に規定する許可を得た地方債に 限 る

以下この 章 に お (1 て 同 じ。 ・ のうち公営企業 (主として事 業 0 経費を当 該事 業 \mathcal{O} 経営に伴う収 入を

ŧ って充てる事 業を V) . う。 以下同 ľ に係 る地方債 以 外 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} 資 金 \mathcal{O} 貸 付 け 文は 証 券発 行 \mathcal{O} 方 法

による当該地方債の応募

第二十八条第一 項中第六号を第八号とし、 第三号から第五号までを二号ずつ繰り下げ、 同項第二号中

時 借 [入金] の 下 に 「のうち第二号イからへまでに掲げる事 業に係る るも \bigcirc を加え、 同 号 を 司 項 第四号と

し、同項第一号の次に次の二号を加える。

公営企業に係る地方債のうちイからへまでに掲げる事業に係るものの資金の貸付け又は証券発行の

方法による当該地方債の応募

イ 水道事業

口 交通事業

ハ 病院事業

ニ 下水道事業

ホ 公営住宅事業 (地 方公共団体が自ら居住するため住宅を必要とする者に対し賃貸し、 又は譲渡す

るた 8 \mathcal{O} 住宅 を建 設 いする事 業及び これ に附 帯する事 業をいう。)

1 カン 5 ホ ま でに · 掲 げ る t \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か 政 令 · で 定 8 る 事 業

三 地 方 公共 寸 体 \mathcal{O} 時 借入金のうち公営企業に係 る 時 借 入金以外の ŧ 0) 0) 資 金 0) 貸付 け

第二十八条第二項を削

り、

同

条第三項中

「 第

項 第 一

号

を

「前項第一号及び第二号」

に改

第三

項」 \mathcal{O} 下 に カか 1, 25 4 第 五項まで若しくは 地 方公共団 体 \mathcal{O} 財 政 \mathcal{O} 健 全化 に関い す る法律第 十三条第一 項 を加 え

同項を同条第二項とする。

第二十九条第一項中 「及び第二号並 びに第三項」を 「から第四号まで及び第二項」に改め、 同 条第

項第一号」の下に「及び第二号」を加える。

第三十 条 第 項 中 「第二十八条第二項第六号 0 政 令で定め る事 業 を 「公営企業 に 係 る機 構 \mathcal{O} 業 務 のう

5 第二十八 条第 項第二号 へ の 政令で 定 め る事 業 に係 る ŧ <u>の</u> に改 め、 同 条 に 次の 項 を加 える。

3 前 項 \mathcal{O} 規 定 んは、 内 外 \mathcal{O} 金 融 秩序 \mathcal{O} 混 乱 経 済 事 情 の変動 第等に より 地 方公共団 体 \mathcal{O} 財 源 が不足する場合

に お 1 7 地 方公共 団 体 が *当該 不足額をうめるために起こす 地方: 債に つ いて は、 適 用 しな

第三十八条第一 項 並 び に第四 一十条 (T) 見出し 及び同 条第 項中 「地方公営企業等金融機構債 券」 を 地 方

公共団体金融機構債券」に改める。

第四 + 六 条 \mathcal{O} 見 出 しを 地地 方 公共 寸 体 健 全 化 基 金 に 改 め、 同 条 第 項 中 第二十八条 第二 項 に 規

定する公営 企業のう É を削 り、 定 め るも <u>の</u> \mathcal{O} 下 12 「 及 び 地 方 財 政 法 第 五 条ただ L 書 \mathcal{O} 規 定 に ょ n 起

こす 地方債以外の 地 方債 のうち 総務省令で定めるもの」 を加え、 同 条第 項 第 号又は第三項」 を 第

<u>二</u> 十 -八条第 項 第 号 若 L くは 第二号又は第二項」 に、 地 方 財 政 法 を 同 法 に、 「公営企 業 健 全 化

基 金 を 地 方 公 共 寸 体 健 全 化 基 金 12 改 め、 同 条第 項 か 5 第 六 項 ま で \mathcal{O} 規 定中 「公営企業 業 健 全 化 基 金

一を「地方公共団体健全化基金」に改める。

第四 十七 条 (見 出 しを含む。) 中 「公営企業 健全化基金」 を 地地 方公共 寸 体 健全化基金」 に改

第 五. 十二条第 項 中 第二十八 条 第 項 第 号 0 下 に 「又は 第二号」 を加 え、 「を受けたことの」 を

「のいずれをも受けたことが」に改める。

附 則 第七 条第 項 か ら第六項 までを削 り、 同 1条第七 項中 並 立びに第 項及び第二項並びに第三項に お

て準 甪 す Ź 同条第三 項」 を削 り、 同 項 を同 条第 項とし、 同 条第八) 項 中 「 第 項及び第二 項、 第三 項 に お

1 て準用する第二十八条第三項並びに」 を削り、 「これらの業務」を 「当該業務」 に改め、 同項を同条第

二項とし、同条に次の二項を加える。

3 平成二十一年 度 カン 5 平 成 二十五 年 度までの 間 12 お け る第五 章 \mathcal{O} 規定 \mathcal{O} 適 用 につ いては、 第二十八条第

項第一号及び第二項 中 「第五 |項まで」 とあるの は、 「第五項まで、 第三十三条の五 の七第二項若

は第三十三条の八第一項」とする。

4 平 成二十六年度及び 平成二十七年度におけ る第五 章 \mathcal{O} 規定 \mathcal{O} 適 用に つい ては、 第二十八条第 項 第

号及び 第二 項 中 第 五. 項まで」 とあ る \mathcal{O} は、 「第 五. 項 くまで若り しくは第三十三条の 八 第 項」 とす

附 則 第八条 (見出 しを含む。) 及び第九条第十二項中 「公営企業健全化基金」 を 「地方公共団 体健全化

基金」に改める。

附則第二十二条第 項 中 地地 方 公公共 寸 体 \mathcal{O} 公営企業 \mathcal{O} 地 方債」 を 「その地 方 債」 に 改 \dot{b} Ź.

附則第二十七条第 二項 中 地地 方公営企 立業等: 金 融 機 構 を 「地方公共団体 金 融 機構」 に 改 いめる。

(地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部改正)

第六条 地 方法 人 特 別 税等に関する暫定措 置 法 (平成二十年法律第二十五号) 0) __ 部 を次のように改正す

第三十八条中 「第四条 の三第一 項」 の 下 に 「及び第三十三条の五 の 三 を加え、 同 を 同 法第四

条 の三第一 項」に、 地 方法 人特 別 譲 与 税 を 地 方 法 人特 別 譲 与 税 に、 「とする」を 同

法第三十三条の 五. の三中 並 び に法 人の 行 う事 業に 対する事 業税」 とあ るの は 法 人の 行う事 業に 対 す

る事業税並びに地方法人特別譲与税」とする」に改める。

第三十九条中 「第十四 · 条 · の 下 に 「及び 附 則 第八条」 を加え、 同 条第一 項」 を 同 法 近第十四· [条第

「とする」を 同 法 附 則 第 八 条中 第 十 匝 条 第三 項 とあ る \mathcal{O} は 地 方 法 人特 别 税 等 12 関 する

暫定措 置法 (平成二十年法律第二十五号) 第三十九条 \mathcal{O} 規定により読み替えら れた第十四 条第三項」

事 業 税、 とあ る のは 「事業税、 地 方法 人 特 别 譲与 税、 と、 並 立びに法・ 人の行う事 業に 対する事業税

とあ る 0 は 法 人の 行う事 業に 対する事 業 税 並 びに 地 方法. 人特 別譲 写税」 とする」 に改 いめる。

附則

(施行期日)

第一 条 この 法 律 は、 平成二十一年四月 __ 日から施行する。 ただし、 第五条並 びに附記 則第五条第三 項から第

項

六項まで及び第七条から第十五条までの規定は、 公布の日から起算して三月を超えない範囲内に おいて政

令で定める日から施行する。

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一 条の 規定 たによる 改 Ē 後 \mathcal{O} 地 方交付 税 法 \mathcal{O} 規定 は、 平成二十一年度分の地方交付税から適用し、

平 成二十年度分までの 地方交付税については、 なお 従前 \mathcal{O} 例 による。

(特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二 条 \mathcal{O} 規定 による 改 正 後 \mathcal{O} 特 別 会計 に 関 する 法 律 \mathcal{O} 規定 は、 平成二十一年度分の 予算 か 2ら適用2 す

る。

地 方特例交付金等の 地方財政 の特別措置に関する法律 .. の 一 部改 Ē に伴う経過措置

第四 条 第四 条 \mathcal{O} 規定 に ょ る 改 正 後 \mathcal{O} 地 方 特例 交付 金等 \mathcal{O} 地 方 財 政 \mathcal{O} 特 別 措 置 に 関 す Ź 法 律 \mathcal{O} 規 定 は、 平 成

年 · 度 分 \mathcal{O} 地 方 特 例 交付 金 及 グび 地 方交付 税 か . ら適 用 Ļ 平成二十年度分までの 地 方特 例 交付· 金及び 地

方交付税については、なお従前の例による。

、地方公営企業等金融機構法の一部改正に伴う経過措置

第五 条 地 方 公営企業等金融 機 構 は、 第 五 条の 規 定の施行の 日までに、 必要な定款の変更をし、 総務 大臣 0

認可を受けるものとする。

2 前 項 \mathcal{O} 認 可 が あ 0 たときは、 同 項 に 規定する定 款 \mathcal{O} 変 更 は、 第 五 条 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 日 に そ \mathcal{O} 効 力 パを生

る。

3 第 五 条 0) 規 定 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 際 現 にその 名 称 行中に地・ 方 公共 介団体 金 融機 構 という文字を用 1 てい る者に 0 7 て は

同 条 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 改 正 後 \mathcal{O} 地 方 公共 寸 体 金 融 機 構 法 次 項 E お 1 て 新 機 構 法 とい . う。 第七 条第二

項 \mathcal{O} 規 定 は 第 五. 条 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 施 行 後 六 月 間 は、 適 用 L な 1

4 第 五. 条 \mathcal{O} 規 定に よる改 正 前 \mathcal{O} 地 方 公営企業等 金 融 機 構 法 第四 一十条第 項 \mathcal{O} 規 定により 地方公営企業等金

融 機 構 が 発 行 L た 地 方 公営: I企業等。 金 融 機 構 債 券 は、 新 機 構 法 \mathcal{O} 規 定 0 適 用 に 0 1 7 は、 新 機 構 法 第四 + 条

第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 地 方 公 共 寸 体 金 融 機 構 債 券 とみ な

5 第 五. 条 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 施 行 前 に L た行 為 に 対 す る罰 則 \mathcal{O} 適 用 に 0 7 7 は、 な お 従 前 \mathcal{O} 例 に 、よる。

6 前 各 項 に 規 定 す る Ł \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か、 第五 条 \mathcal{O} 規定 0 施 行 に . 関 必要な経過措置 は、 政令で定める。

(地方自治法の一部改正)

第六条 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)の一 部を次のように改正する。

別 表 第 地 方財 政 法 昭昭 和二十三年 法律第百 [九号) の項中第三号を第四号とし、 第二号を第三号とし、

第一号の次に次の一号を加える。

第三十三条 \mathcal{O} 五. $\overline{\mathcal{O}}$ 七 第二 項 クの 規定により、 平成二十一年度から平成二十五年度まで 0 間、 都道府県

が 処理することとされてい 、る事務 (都道府県の行う許可に係るものに限る。

(国立国会図書館法の一部改正)

第七 条 玉 <u>\frac{1}{2}</u> 玉 会図 書 館 法 (昭 和二十三年 -法律第 五号) の <u>ー</u> 部を次 0 ように改 正する。

別表第二地方公営企業等金融機構の項を次のように改める。

地方公共団体金融機構

地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 法 平 成十 九 年法 律第六十四号)

(地方財政法の一部改正)

第八条 地方財政法の一部を次のように改正する。

第三十二条の二中 「公営企業に係る地方債 (地方公営企業等金融機構法 (平成十九年法律第六十四号)

三則第七 条第 項に 規定す んる臨時 地方 道 整 備 事 業及び 同 条第二 項各号に · 掲げ る事 業に係 る 地 方 債を含

附

む。)」を「地方債」に、 「地方公営企業等金融機構に」を「地方公共団体金融機構に」 に改める。

(地方税法の一部改正)

第九 条 地 方 税 法 (昭 和二十五 年法律第二百二十六号) の 一 部を次 0 ように改 正 する。

第七 十二条の 匹 第 一項第三号中 「地方公営企業等金 融 機 構 を 「地方公共団 体 金 融 機構法 (平成十九年

法律第六十四号) に規定する地方公共団体金融機構」 に改める。

地 方公務員等共 済組 合法 の長 以期給付款 等に関する施行 法 (I) 部改正)

第十条 地 方 公務 員 等 共 済 組 合法 \mathcal{O} 長 期 給 付 等 に 関 する 施 行 法 昭昭 和三十七年法律第百五十三号) 0 部 を

次のように改正する。

第九十六条第三項中 「地方公営企業等金融機構」 を 「地方公共団体金融機構」 に改める。

(所得税法の一部改正)

第十一 所得 税法 (昭 和 兀 十年 法律第三十三号) の 一 部を次のように改正する。

別表第 地方公営企業等金融機構の項を削 り、 同 表地 方公共団体 -の項 の次に次のように加える。

地方公共団体金融機構

地方公共団体金融機構法(平成十九年法律第六十四号)

(法人税法の一部改正)

第十二条 法 人税法 (昭 和 四十年 法律第三十四号) の 一 部を次のように改正する。

別 表 第 地 方公営企業等 金 融 機 構 \mathcal{O} 項 É 削 り、 同 表 地 方 公 共 寸 体 \mathcal{O} 項 \mathcal{O} 次 12 次 のように加える。

地方公共団体金融機構

地

方 公 共 寸 体 金 融 機 構 法 伞 成 十 九 年 法 律 第六 (十四号)

(印紙税法の一部改正)

第十三条 印 紙 税法 (昭 和 匹 十二 年法律第二十三号) *(*) 部を次のように改正する。

別 表 第二 地 方公営企業等 金 融 機 構 \mathcal{O} 項 É 次 のように 改 \Diamond る。

地方公共団体金融機構

地方公共団体金融機構法 (平成十九年法律第六十四号)

(登録免許税法の一部改正)

第十 应 条 登 録 免許 税 法 (昭 和 四 一十二年 法律第三十五号) 0 部 を次 \mathcal{O} ように改 Ē する。

別 表 第 地 方公営· 企 業等 金 融 機 構 \mathcal{O} 項 を 削 り、 同 表 地 方 公 共 寸 体 \mathcal{O} 項 \mathcal{O} 次 に 次 \mathcal{O} ように 加える。

地方公共団体金融機構

地方公共団体金融機構法(平成十九年法律第六十四号)

(消費税法の一部改正)

第十五条 消費税法 (昭和六十三年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表地方公営企業等金融機構 の項を次のように改める。

地方公共団体金融機構

地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 法 平 成 + 九 年 法律第六十四号)

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律の一部改正)

第十六条 地方公共団体の財政の健全化に関する法律 (平成十九年法律第九十四号) の一部を次のように改

正する。

附則第七 条中 「平成二十一年度から平成二十七年度までの間」 を 「平成二十六年度及び平成二十七年度

に改め、 同条を同条第二項とし、 同条に第一項として次の一項を加える。

平成二十一年度から平成二十五年度までの間における第十三条第一 項の規定の適用については、 同 項

中 第五項まで」とあるのは、 「第五項まで、 第三十三条の五の七第二項並びに第三十三条の 八第 項

とする。

理由

 \mathcal{O} 総 地 方 額 \mathcal{O} 財 特 政 例 \mathcal{O} 措 収 支が 置 を 講 引 ずる き続き著しく不均 ほ か、 各 種 \mathcal{O} 衡 制 な状 度 改 況 正 に 等 あること等に に 伴 0 て 必要となる行 か W が み、 政 経 平成二十 費 \mathcal{O} 財 源 年 を措 -度分 置 す 0 Ź 地 た 方 交付 \Diamond 地 税 方

交付 税 \mathcal{O} 単 位 費 用 等 \mathcal{O} 改 正 を 行うととも に、 公営 企 業 \mathcal{O} 廃 止 等 に 伴 0 て 必 要となっ る 定 \mathcal{O} 経 費 に 充てる た \Diamond

 \mathcal{O} 地 方 債 \mathcal{O} 発 行 を認 め、 市 町 村 \mathcal{O} 自 動 車 取 得 税 交 付 金 \mathcal{O} 減 収 額 \mathcal{O} 部 を 埋 \Diamond る た \Diamond 地 方 特 例 交付 金 を拡 充

機 構 \mathcal{O} 貸 付 業 務 を拡 充 す Ś 等 \mathcal{O} 必 要が あ る。 れ が \mathcal{O} 法 律 案を 提 出 す る 理 由 で あ る。

あ

わ

せ

て、

地

方公:

共

寸

体

 \mathcal{O}

__

般

会

計

に

お

け

る

長

期

か

0

低

利

 \mathcal{O}

資

金調

達

を

補

完す

るため

地

方

公営企

業等

金

融